

## 第54号議案

### 津島水道企業団の解散に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、令和7年3月31日をもって津島水道企業団を解散することについて、構成団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和6年6月7日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

津島水道企業団を解散することについて、宇和島市と協議するため。

## (協議)

令和7年3月31日をもって津島水道企業団が解散することを、構成団体(宇和島市・愛南町)で協議することについて、それぞれの議会に付して、議決を得るものとする。

- 1 統合の時期 令和7年4月1日  
ただし、やむを得ない事由が生じたときは、この期日を変更できるものとする。
- 2 事業の継承 津島水道企業団の事業は、宇和島市が継承する。

## 【参考】

### 統合の方法

垂直統合(津島水道企業団の全ての財産は宇和島市に帰属させる。)

### 経営の主体

宇和島市水道局

### 事業概要

給水区域	宇和島市津島町、宇和海地区、愛南町内海地区(由良半島及び須ノ川)		
計画給水人口	20,660人	11,427人	(令和6年4月1日時点給水人口)
1日最大供給量	11,115 m <sup>3</sup>	4,476 m <sup>3</sup>	(令和5年度平均供給量)
給水開始年月日	昭和56年7月1日 (長野浄水場、嵐浄水場) 昭和60年6月1日 (狩津浄水場)		

### 事業統合による内容変更

事業者名	事業統合による変更内容			
	給水区域	給水人口	浄水方法	取水・水源
宇和島市	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
津島水道企業団	宇和島市への事業の全部を譲渡(事業廃止)			

### 主な作業内容

年月	主な作業内容等
令和6年3月	・基本協定の締結(3月19日付締結)
令和6年4～6月	・愛媛県との解散・財産処分に関する事前調整 ・構成市町との議案の調整 ・構成市町の解散及び財産処分に関する発案・議決
令和6年7月～	・愛媛県への届出書提出 ・解散に伴う関係団体からの脱会手続等

## 議案説明補足資料

### (1) 効率的な事業運営

急激な人口減少による著しい料金収入の低下を考慮すれば、大きな経費の縮減は見込めないものの、津島水道企業団が「浄水業務(水道水の製造・卸売業)」を担い、宇和島市水道局が「給水業務(水道水の小売業)」を行っている現状を踏まえ、効率的な事業運営の観点から、事業統合により津島水道企業団が行っている浄水業務を宇和島市水道局に継承し1事業体で業務を実施することにより、業務内容や業務量に応じた人員の配置を行い、効率的な事業運営を目指すものです。

### (2) 経営基盤の強化

人口減少に伴う水道料金収入の低下や、技術職員の不足や高齢化は、水道事業の経営環境に直結する大きな課題であるため、交付税措置を活用した中央監視設備の整備を行いながら、専門知識を有した職員による施設の運転を行い、人員の削減も進めながら経費の縮減に努め、経営基盤の強化を図るものです。

## 地方自治法

### (解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

### (議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。